

那珂川市中原東地区 地区計画における建築物用途制限イメージ(案)

将来想定される用途地域		準工業地域		第一種住居地域	第一種中高層住居専用地域
○:建てられる用途 ×:建てられない用途 ▲:面積、階数等の制限あり				【参考】	【参考】
地区計画ゾーニング(仮)		中原東地区	制限内容		
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50平方メートル以下		○	○	○	○
店舗	店舗等の床面積が、150平方メートル以下	○	○	○	▲ (2階以下)
	店舗等の床面積が、150平方メートルを超え500平方メートル以下	○	○	○	▲ (2階以下)
	店舗等の床面積が、500平方メートルを超え1500平方メートル以下	○	○	○	×
	店舗等の床面積が、1500平方メートルを超え3000平方メートル以下	○	○	○	×
	店舗等の床面積が、3000平方メートルを超え1万平方メートル以下	○	×	×	×
	店舗等の床面積が、1万平方メートルを超えるもの	○	×	×	×
事務所	事務所等の床面積が、150平方メートル以下	○	○	○	×
	事務所等の床面積が、150平方メートルを超え500平方メートル以下	○	○	○	×
	事務所等の床面積が、500平方メートルを超え1500平方メートル以下	○	○	○	×
	事務所等の床面積が、1500平方メートルを超え3000平方メートル以下	○	○	○	×
事務所等の床面積が、3000平方メートルを超えるもの		○	○	×	×
ホテル、旅館		○	○	▲ (3,000㎡以下)	▲ (3,000㎡以下)
遊技場・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	○	○	▲ (3,000㎡以下)	▲ (3,000㎡以下)
	カラオケボックス等	○	×	×	×
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	○	×	×	×
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	×	×	×
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	▲ (個室付浴場を除く)	×	×	×
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	▲ (10,000㎡以下)	○	○
	図書館等	○	▲	○	○
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○
	病院	○	▲ (10,000㎡以下)	○	○
	公衆浴場	○	○	○	○
	診療所	○	○	○	○
	保育所等	○	▲ (1,500㎡以下)	○	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	▲ (5,000㎡以下)	○	○
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	▲ (5,000㎡以下)	○	○
	自動車教習所	○	○	▲ (3,000㎡以下)	×
工場・倉庫等	単独車庫(付車庫を除く)	○	○	▲ (300㎡以下かつ2階以下)	▲ (300㎡以下かつ2階以下)
	建築物付属自動車車庫	○	○	▲ (2階以下かつ延べ面積の1/2以下)	▲ (2階以下かつ延べ面積の1/2以下)
	倉庫業倉庫	○	○	×	×
	自家用倉庫	○	○	▲ (3,000㎡以下)	×
	畜舎(15平方メートルを超えるもの)	○	×	▲ (3,000㎡以下)	×
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の面積が50平方メートル以下	○	○	○	▲ (2階以下かつ原動機0.75kw以下)
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	▲ (作業場50㎡以下)	×
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	×	×
	危険性や環境を悪化させるおそれがややある工場	○	×	×	×
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場	×	×	×	×
	自動車修理工場	○	○	▲ (作業場50㎡以下)	×
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○	▲ (3,000㎡以下)	×
	量が少ない施設	○	○	×	×
	量がやや多い施設	○	×	×	×
	量が多い施設	×	×	×	×
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等					

※本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。